

MM 2 Hの申請条件が変更 日本人には影響軽微、増加基調も

マレーシア内務省はこのほど、外国人向けの長期滞在ビザ（査証）取得プログラム「MM 2 H（マレーシア・マイ・セカンド・ホーム）」の申請に関して新たな規定を公表した。◇パスポート◇収入証明◇無犯罪証明書（LOGC）◇提出書類——の4項目を改定し、日本人にとっては主に最初の2項目で留意が必要だ。ただ、MM 2 Hの申請代行業者ステップ1 マレーシアの中村直輝ディレクターは、「偽造書類への対抗措置ともなり、当局も手探りの状態。過剰な身構えは不要だ」と話す。

MM 2 Hのビザ発給は2019年1月に主管官庁が観光・文化省から内務省に移管した。中村氏は、「審査確認を慎重に進める傾向が強まっている」とした上で、「これまで偽造された申請書類の使用が疑われ、各種書類の原本を求める形になった」と説明した。

具体的な変更点について、提出する証明写真は背景色を青のみに統一し、それ以外は認めない。パスポートは、以前より全ページのコピーの提出に変更はないが、「今後、公的機関が認証したコピーしか受け付けない」（中村氏）。また、入出国スタンプが押されている全てのページのコピーを提出しなければならない。日本で仮承認を受けた申請者と同伴者が本申請のためにマレーシアに移動した入国スタンプのページのコピーも本申請時に提出が必要となる。

収入証明に関してはまだ、不確定要素が多いという。マレーシア国外での収入証明書（月額1万リンギ＝約27万2,000円以上）の提出がこれまでも求められていたが、夫婦申請の場合の収入の合算条件が変更された。「今までは、収入証明書の内訳で主申請者の割合が50%以上というのが一応の目安金額となり、明確な数字による規定はなかった。だが、今後は主申請者の収入割合は70%以上と明示された」（中村氏）。

内務省による通知文書には、「収入証明書は被雇用者の場合、家賃収入や配当収入などを使用することはできず、給与明細書と払い込みが記載されている通帳のコピーの両方の提出が証明書として必要」となっている。これまでは、納税証明書や源泉徴収票だけでも収入証明書として利用できた。

ただ、中村氏は「実際、賃貸契約書と賃料が入金されている通帳のコピーがあれば、許可される場合もあり、不透明さが残る。明確な方針や内容が固まるまでにはもう少し時間がかかる上、公式に発表されていない変更点や即日発効の変更点なども多々ある」ために、申請前に申請代理業者やMM 2 Hセンターに相談するのが望ましいという。

このほか、無犯罪証明書については、香港、シンガポールの在住者、またはシンガポール人に関する内容となり、日本人は従来から変更点はない。提出書類については、認証を受けた翻訳文書などのコピー書類は今後、一切認められず、全て原本の提出が求められる上、マレーシア政府が指定した機関でのみ承認を受けることができる。

このため、中村氏は「公的書類の作成に当たって、承認プロセスが指定機関のみに絞られるため、申請費用が割高になる可能性はある」と話す。

■日本は累計4,600件

MM 2 Hは02年に始動して以来、18年6月時点の累計発給件数は4万件を超える。当時、主管官庁だった観光・文化省によると、世界130カ国・地域から申請を受け付けた。同期間の累計発給件数を申請者の国籍別に見ると、中国が1万1,820件で最多。以下、日本が4,618件、バングラデシュが4,018件、英国が2,608件、韓国が2,069件、シンガポールが1,421件、イランが1,381件、台湾が1,347件、パキスタンが1,017件、インドが1,008件の順となっている。

中村氏は近年の傾向として、「日本人の申請件数は緩やかな上昇基調にある」と話す。日本では、いわゆる「団塊の世代」が一斉に定年退職の時期を迎えた2010年代初めに、海外移住先やロングステイ先として脚光を集めた。現在、MM 2 Hの利用者は多様化しているという。

中村氏は、「従来の定年後の移住先だけでなく、教育移住、フリーランスの活動拠点としてや、資産運用および節税対策としての選択肢にもなっている」と話す。「MM 2 H事務局の高官が『より良いマレーシアに貢献する人々に絞って発給していく時期にきている』と発言しており、今回の措置がその兆候として捉えられるのではないかと」の見方だ。

条件の変更やさらなる申請書類の厳密化も予想されるため、「取得希望者は定期的に情報確認し、速やかな申請を薦める」と付け加えた。

<メモ>

MM 2 Hは、最長10年の長期滞在査証となる。申請者に年齢制限はないが、経済的証明が求められる。50歳未満であれば、最低50万リンギ以上の預金や有価証券を含む財産証明と月額1万リンギ以上の収入証明、50歳以上であれば、それぞれ最低35万リンギ以上、同1万リンギ以上の証明が要件となっている。

関連国・地域：マレーシア

関連業種：観光/マクロ・統計・その他経済

関連記事